

期 間 入 札 の 公 告

令和 7 年 4 月 7 日

静岡地方裁判所沼津支部民事部

裁判所書記官 大塚和利

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7 年 5 月 7 日 午前 8 時 30 分から 令和 7 年 5 月 14 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 令和 7 年 5 月 21 日 午前 10 時 00 分 場 所 静岡地方裁判所沼津支部売却場
売却決定 期日	日 時 令和 7 年 6 月 11 日 午前 10 時 00 分 場 所 静岡地方裁判所沼津支部民事部
特別売却 実施期間	令和 7 年 5 月 22 日 午後 1 時 00 分から 令和 7 年 5 月 23 日 午後 3 時 00 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。 ただし、特別売却については、現金又は(1)による。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規 則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるため、権限を有する行政庁が交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを本日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。 特別売却の買受申出先は、当庁執行官。申出価額は買受可能価額以上の金額で、先着順 (電話・郵送申出不可。同時の場合は高額の方、同額は別途基準で)。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和6年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
15, 16	11,810,000 9,448,000	一括	2,362,000	338,746	72,588
15	9,160,000				
16	2,650,000				



物 件 目 録

15 所 在 伊東市八幡野字エビソ
地 番 539番3
地 目 宅地
地 積 1021.00平方メートル
所有者 A

16 所 在 伊東市八幡野字エビソ 539番地3
家屋 番号 539番3
種 類 店舗
構 造 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
床 面 積 330.89平方メートル
(現況)
床 面 積 約336平方メートル
所有者 有限会社さかもと



物 件 明 細 書

令和 7年 2月20日

静岡地方裁判所沼津支部民事部

裁判所書記官 大塚和利

1 不動産の表示

【物件番号15, 16】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号15, 16】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号16】

本件(建物)所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号15】

隣地との境界が不明確である。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません(訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります。)
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」を御覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では別ファイルとして備え付けられています。

物 件 目 録

15 所 在 伊東市八幡野字エビソ
地 番 539番3
地 目 宅地
地 積 1021.00平方メートル

所有者 A

16 所 在 伊東市八幡野字エビソ 539番地3
家屋 番号 539番3
種 類 店舗
構 造 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
床 面 積 330.89平方メートル

(現況)

床 面 積 約336平方メートル

所有者 有限会社さかもと



令和6年(ケ)第35号
令和6年5月31日受理
令和6年8月29日提出

現況調査報告書

(物件15、16)

静岡地方裁判所沼津支部

執行官 秋 鹿 健 司 (印)

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

15 所 在 伊東市八幡野字エビソ
地 番 539番3
地 目 宅地
地 積 1021.00平方メートル

所有者 A

16 所 在 伊東市八幡野字エビソ 539番地3
家屋 番号 539番3
種 類 店舗
構 造 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
床 面 積 330.89平方メートル

所有者 有限会社さかもと



不動産の表示	「物件目録」のとおり				
住居表示	(住居表示未実施)				
土地	物件 1 5				
現況地目	☒ 宅地 (物件 1 5) ☐ (物件) ☐ (物件)				
形状	☒ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面 (各階平面図) のとおり ☒ 建物配置図のとおり				
占有者及び占有状況	☐ 土地所有者 ☒ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している ☒ 「占有者及び占有権原」のとおり				
下記以外の建物 (目的外建物)	☒ ない ☐ ある (詳細は「目的外建物の概況」のとおり)				
その他の事項	1 本件土地は、北西側で国道 1 3 5 号線に接道している。 2 本件土地の南西側角付近に、看板が存在する。 3 本件土地と全隣接地との境界が、判然としない。				
建物	物件 1 6				
種類、構造及び床面積の概略	☐ 公簿上の記載とほぼ同一である ☒ 公簿上の記載と次の点が異なる (☒ 主たる建物 ☐ 附属建物) ☐ 種類: ☐ 構造: ☒ 床面積: 約 3 3 6 平方メートル				
物件目録にない 附属建物	☒ ない { 種類: ☐ ある { 構造: 床面積:				
占有者及び占有状況	☒ 建物所有会社 ☐ その他の者 上記の者が本建物を 店舗 (空き家) として占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり				
上記以外の敷地 (目的外土地)	☒ ない ☐ ある (詳細は「目的外土地の概況」のとおり)				
その他の事項	1 本件建物の天窓 (4 箇所) から雨漏りしている。 2 本件建物の南西に、増築された部分がある。				
執行官保管の 仮処分	☒ ない [地方裁判所 支部 平成 年 () 第 号 ☐ ある [保管開始日 平成 年 月 日				
土地建物の位置関係	☐ 建物図面 (各階平面図) のとおり ☒ 建物配置図のとおり				

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(占有関係用〈単独〉)

占有者及び占有権原 (物件15関係)			
占有範囲		■全部 ☐	
占有者		□債務者 ■本件建物 (物件16) 所有会社	
占有状況		■敷地 ☐ 駐車場 ☐ □居宅 ☐ 事務所 ☐ 店舗 ☐ 倉庫 ☐	
■関係人(■(占有者 (建物所有会社)代表者兼土地所有者)の陳述/□提示文書()の要旨			
占有権原		□賃借権 ■使用借権 ☐	
占有開始時期		平成 2年 2月12日 (登記記録上の新築日)	
最初の契約等	契約日	平成 2年 2月12日	
	期間	平成 2年 2月12日から ☐ 年 月 日まで 年間 ■期間の定めなし	
更新の種別		□合意更新 ☐ 自動更新 ☐ 法定更新	
現在の契約等	期間	年 月 日から ☐ 年 月 日まで 年間 □期間の定めなし	
	貸主	■所有者 ☐ その他の者 ()	
当事者	借主	■占有者 ☐ その他の者 ()	
	賃料・支払時期等	毎 金 円 (毎 限り 分支払) ☐ 前払 (分 円) ☐ 相殺 (分 円)	
敷金・保証金		■ない ☐ ある (□敷金 円 □保証金 円)	
特約等		□譲渡・転貸を認める ☐	
その他			
執行官の意見		■上記のとおり ■下記のとおり □「執行官の意見」のとおり	
建物所有会社の代表者と土地所有者は同一人である。建物新築当初から敷地利用に関して、特別な取り決めや契約はなく、土地の固定資産税を建物所有会社が支払っていたようであるが、賃料としての金銭の授受はないことから、建物所有会社の敷地利用権は、使用借権であると思料する。			

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等

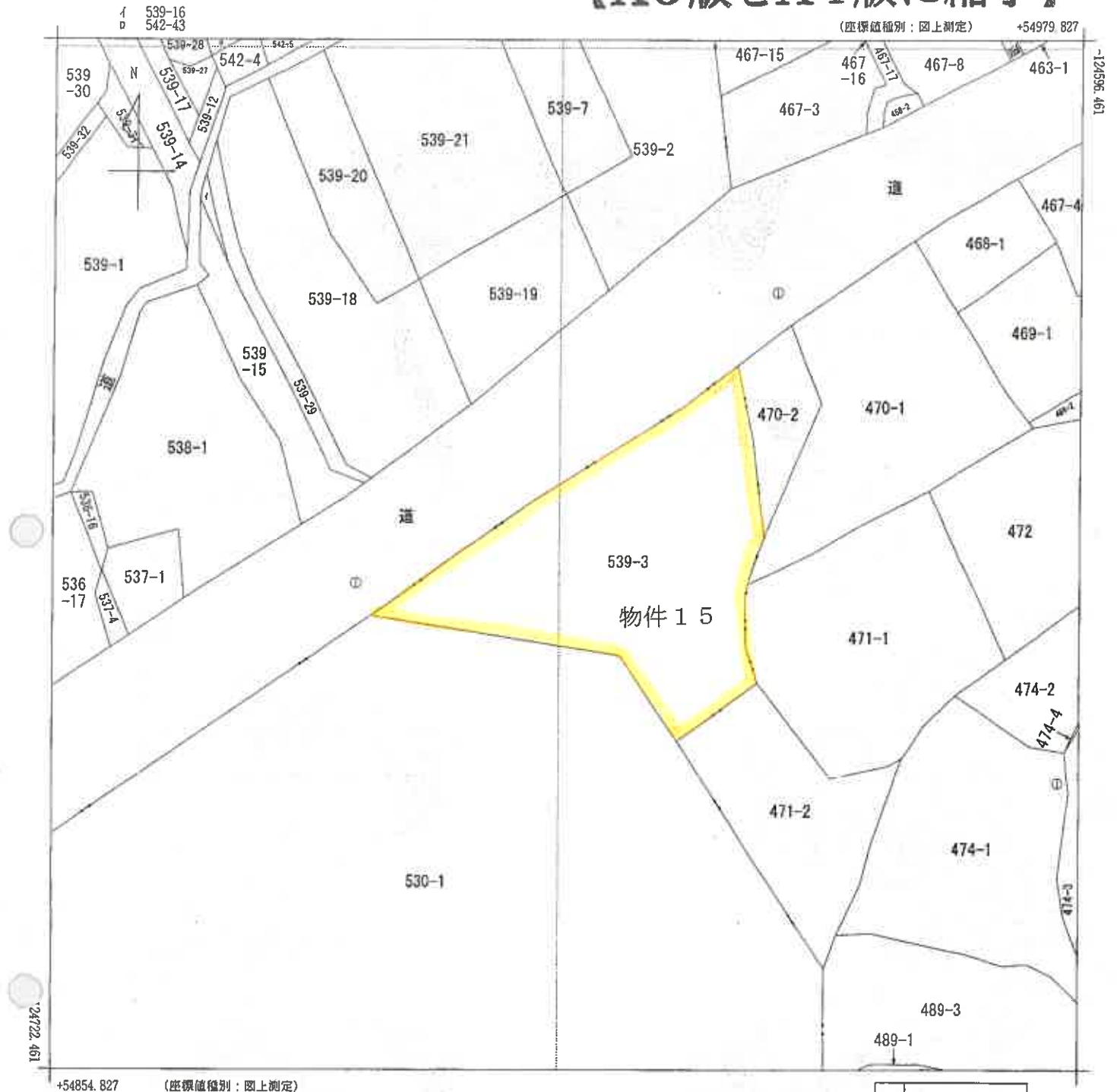
陳 述 者 (当事者等との関係)	陳 述 内 容 等
■ A (土地所有者兼建物所有 会社代表者)	1 私は、土地所有者である建物所有会社の代表者でもあります。 2 本件建物を新築した時、土地は亡くなった父との共有でしたが、当初から建物所有会社から私達土地共有者に対して、賃料の支払いはありませんでした。父が亡くなり私の単独所有になってからも、賃料の支払いがないことには変わりありません。ただし、以前から、土地の固定資産税は、建物所有会社が支払っていましたが、土地の賃料とは別の話です。 3 隣接地との間で、境界について争いはありません。 4 本件建物は、令和5年12月までは店舗として第三者に賃貸していましたが、令和6年1月からは空き家の状態です。 以上

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
6年5月31日 (金) : :	当庁執行官室	伊東市役所に対し、間取図交付申請 (郵送・返送用封筒(切手168円貼付)添付)
6年6月17日 (月) 10:54 - 11:05	静岡地方法務局 沼津支局	隣接地等全部事項証明書等交付申請・受領
6年7月1日 (月) 11:25 - 11:35	物件所在地	全戸不在 物件特定・写真撮影
6年7月17日 (水) 12:40 - 12:50	本件所有者住所地 (賀茂郡東伊豆町奈良本)	本件所有者Aと面談 1 事情聴取 2 評価人同行
6年7月17日 (水) 14:25 - 14:55	物件所在地	全戸不在 1 占有等確認・間取調査・写真撮影 2 評価人同行
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☒ 令和 6年 7月17日 (物件所在地) 目的物件は不在で施錠されていたので、本件建物所有会社代表者Aから借用した鍵で解錠して建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 ☐		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

【A3版をA4版に縮小】



地番区域見出
八幡野

請求部	所在	伊東市八幡野字エビン				地番	539番3			
出力縮	1/500	精度区分	甲三	座標系番号又は記号	VIII	分類	地図(法第14条第1項)		種類	地籍図
作成年月日					備付年月日(原図)			補記事項		

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

(静岡地方務局熱海出張所管轄)

令和6年4月22日

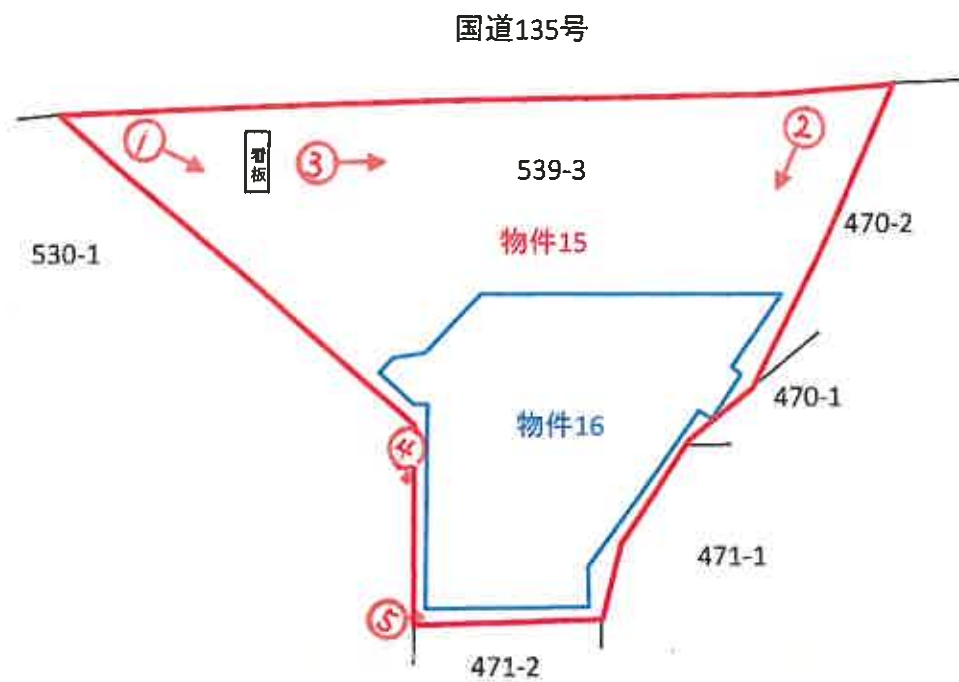
静岡地方務局

登記官

請求番号：8-1

(1/1)

建物配置図



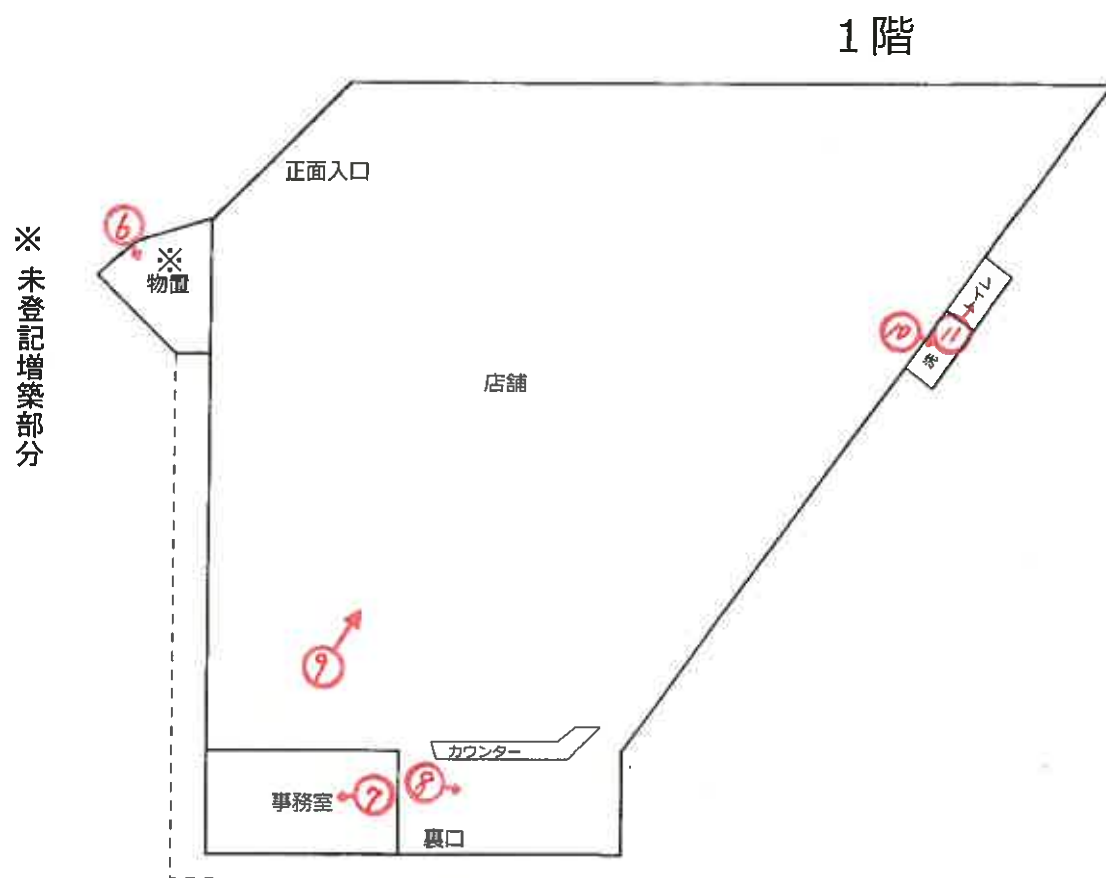
♂写真撮影方向



※公図、建物図面等を基に現地調査を踏まえて作成した概略図であり、現況と相違する可能性がある。

間取図

物件 1 6



♂写真撮影方向

写真 1



写真 2



写真3



写真4

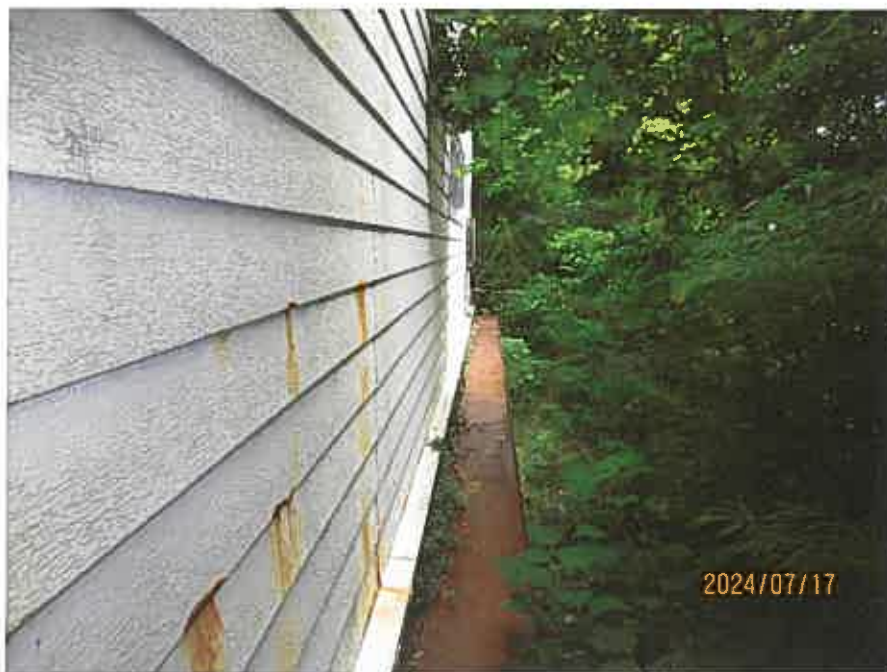


写真 5



写真 6



写真 7



写真 8



写真 9



写真 1 0



写真 1 1



写真 1 2

天窓（損傷状況）



（写真撮影方向の図示は省略）

（ 1 4 枚目）

令和 6年（ケ）第 3 5 号
令和 7年 2月 1 3日 提出

静岡地方裁判所沼津支部 御 中

補 充 書

< 物件 1 5、1 6 >

評価人 不動産鑑定士
海野 克明 印

令和6年8月26日付けにて評価・提出致しました「令和6年(ケ)第35号<物件15、16>」の評価書につきまして、6ページの下記下線部分を以下のとおり訂正・加筆いたします。

2 建物の概況及び利用状況（物件16）

区 分	主である建物
建築時期及び 経済的残存耐用 年数	建 築 年 月 日：平成2年2月12日（登記） 経 過 年 数：約35年程度 経済的残存耐用年数：約5年程度
仕 様	構 造： <u>鉄骨造平家建</u> 屋 根：亜鉛メッキ鋼板葺 外 壁：サイディング等 内 壁：クロス等 天 井：パネル等 床：フロアタイル等 設 備：電気、衛生、給排水等 その他：特になし
床面積（現況）	約336㎡（未登記増築部分約6㎡）
現 況 用 途 等	現況用途：店舗 間 取 り：後添間取図参照
品 等	普通
保 守 管 理 の 状態	やや劣る
建 物 の 利 用 状況	<u>建物所有者</u> が空家の状態で店舗として占有している。 ※ 詳細については執行官の現況調査報告書を確認されたい。
特 記 事 項	・令和6年1月頃より空家の状態であり、内部には僅かな動産類が見られるのみである。 ・建物南西端部付近に未登記増築部分（物置、約6㎡）が存する。 ・天井に設置された天窓部に雨漏りが見られるほか、内壁の一部にも雨漏り跡と見られる汚損が確認された。 ・その他事項に関しては執行官の現況調査報告書を参照されたい。

以 上

令和 6年（ケ）第 35号
令和 6年 7月17日外現地調査
令和 6年 8月26日 評 価

静岡地方裁判所沼津支部 御 中

評 価 書

< 物件 15、16 >

評価人 不動産鑑定士

海野 克明 印

物 件 目 録

15 所 在 伊東市八幡野字エビソ
地 番 539番3
地 目 宅地
地 積 1021.00平方メートル
所有者 A

16 所 在 伊東市八幡野字エビソ 539番地3
家屋 番号 539番3
種 類 店舗
構 造 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建
床 面 積 330.89平方メートル
所有者 有限会社さかもと

第1 評価額

一 括 価 格	
金 11,810,000 円	
内 訳 価 格	
物件 15 (土地)	金 9,160,000 円
物件 16 (建物)	金 2,650,000 円

- 1 一括価格は、物件15、16の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件15の土地の内訳価格は物件16の建物のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件16の価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。
- 5 上記評価額は引受債務相当額を控除する前の価格である。

第3 目的物件

番号	登 記	現 況
1 5	物件目録記載のとおり	
1 6	物件目録記載のとおり	・床面積：約336㎡ (未登記増築部分約6㎡)
特 記 事 項		
・物件15の土地上に物件16の建物が存する。		

※ 現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ。

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件15）

位 置 ・ 交 通	伊豆急行線「伊豆高原」駅の南西方 直線距離約850m (別添「位置図」参照)	
付 近 の 状 況	小中規模の店舗、事業所のほか一般住宅も見られる国道沿いの商業地域	
主な公法上の 規 制 等 (道路の幅員等 の個別的な規制 を考慮しない一 般的な規制)	都市計画区分 用 途 地 域 建 ぺ い 率 容 積 率 防 火 規 制 その他の規制	非線引都市計画区域 用途無指定 60% 200% — 宅地造成工事規制区域、国立公園（普通地域）
画 地 の 状 況	地 積 形 状 間 口 ・ 奥 行 地 勢 接 道 状 況 そ の 他	1,021.00㎡（登記地積） 不整形 間口約54m、奥行約34m 地域的には南西方緩傾斜（画地内は概ね平坦） 北西方路面と概ね等高に接面する中間画地 特記事項参照
接 面 道 路 の 状 況	北西側現況幅員約11～12.5m程度の舗装国道 (建築基準法上の道路)	
土 地 の 利 用 状 況	現況利用…物件16の建物の敷地 目的外建物の有無…無	
供 給 処 理 施 設	上 水 道 あり ガ ス 配 管 なし 下 水 道 なし (注) 供給処理施設における「あり」とは、対象物件の前面道路に該当施設の本管（以下、施設管という）が通っており、通常の費用で敷地内への引き込みが出来る状態にあることをいう。「なし」とは、対象物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引き込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管は配置されていないにもかかわらず供給処理を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。	

特 記 事 項	・ 本件土地の南東端部付近の隣接地は、本件土地より約0～2m程度低い。 ・ 現地において隣接地との境界が判然としない。 ・ 周辺地域は、富士箱根伊豆国立公園の普通地域であり、前面国道は公園道路である。 ・ 前面国道面について、水道管設置（埋設）を目的として道路占用許可を取得していると見られる。詳細は静岡県熱海土木事務所担当課にて確認されたい。 ・ 一部隣接地との間に2mを超える高低差が見られる。 静岡県建築基準条例第10条（がけ条例）の適用及び詳細については、静岡県熱海土木事務所担当課に確認されたい。 ・ その他、執行官の現況調査報告書を確認されたい。
---------	--

2 建物の概況及び利用状況（物件16）

区 分	主である建物
建築時期及び 経済的残存耐用 年数	建 築 年 月 日：平成2年2月12日（登記） 経 過 年 数：約35年程度 経済的残存耐用年数：約 5年程度
仕 様	構 造：鉄骨造平屋建 屋 根：亜鉛メッキ鋼板葺 外 壁：サイディング等 内 壁：クロス等 天 井：パネル等 床：フロアタイル等 設 備：電気、衛生、給排水等 その他：特になし
床面積（現況）	約336㎡（未登記増築部分約6㎡）
現 況 用 途 等	現況用途：店舗 間 取 り：後添間取図参照
品 等	普通
保 守 管 理 の 状態	やや劣る
建 物 の 利 用 状況	建物所有が空家の状態で店舗として占有している。 ※ 詳細については執行官の現況調査報告書を確認されたい。
特 記 事 項	・ 令和6年1月頃より空家の状態であり、内部には僅かな動産類が見られるのみである。 ・ 建物南西端部付近に未登記増築部分（物置、約6㎡）が存する。 ・ 天井に設置された天窓部に雨漏りが見られるほか、内壁の一部にも雨漏り跡と見られる汚損が確認された。 ・ その他事項に関しては執行官の現況調査報告書を参照されたい。

第5 評価額算出の過程

適切な複合不動産の取引事例が収集されず、また、対象物件は築後相当年数を経過した空店舗とその敷地で安定的な稼働収益の想定が困難であるため、比準価格と収益価格は求めず、積算価格より評価額を求めるものとする。

1 基礎となる価格

① 物件15（土地）

物件15の更地価格を算出し、これに建付減価を行って建付地価格を求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個 別 格 差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	共 有 持 分 オ	建 付 地 価 格 (円) ア×イ×ウ×エ×オ=カ
15	34,200	0.60	1021.00	0.90	—	18,860,000

ア 標準画地価格

地価調査基準地 伊東5-2

公示価格等 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格
 $77,000\text{円}/\text{㎡} \times 100.0/100 \times 100/100 \times 100/225 \approx 34,200\text{円}/\text{㎡}$

◇時 点 修 正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である

◇標準化補正：—

◇地 域 格 差：公示地等は街路条件、環境条件等に優る

イ 個 別 格 差：規模、形状、高低差等

ウ 地 積：登記数量による

エ 建 付 減 価：建物と敷地の状態等を考慮した

オ 共有持分：—

② 物件16（建物）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて建物の価格を求めた。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物の価格 (円) ア×イ×ウ=エ
16	150,000	336	0.06	3,020,000

ウ 現 価 率：耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用し、次のとおり求めた。

経過年数35年、経済的残存耐用年数5年、観察減価50%

(耐用年数に基づく方法) (観察減価法)

現価率 = $5\text{年} \div (5\text{年} + 35\text{年}) \times (1 - 0.50) \approx 0.06$

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格（円） ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 （円） ア×イ＝ウ
15	18,860,000	0.1	使用借権	1,890,000

イ 土地利用権等割合：物件16の物件15に係る土地利用権等を使用借権と判定しその割合を10%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 （円） （1①カ、1②エ） ア	土地利用権等価格の 控除及び加算 （円） （2①ウ）イ	占有減価 修 正 ウ	市場性 修 正 エ	競売市場 修 正 オ	評価額 （円） （ア±イ）×ウ ×エ×オ
15	18,860,000	－ 1,890,000		0.9	0.6	9,160,000
16	3,020,000	＋ 1,890,000	－	0.9	0.6	2,650,000
一 括 価 格（合 計）						11,810,000

ウ 占有減価修正：－

エ 市場性修正：この種の不動産の市場性等を考慮するとともに、目的物件の個別的要因等を充分考慮したが、建物は維持管理の状態にやや劣っており、継続利用にあたっては相応の補修等費用を要すると思料されること等の理由により市場性が劣ると判断されるので所要の修正を行った。

オ 競売市場修正：第2 評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

1 地価調査基準地価格（伊東5－2）

所 在：伊東市吉田字同毛畑142番

価 格：77,000円/㎡

価 格 時 点：令和5年7月1日

地 積：581㎡

供給処理施設：水道

接 面 街 路：南西20.2m国道

用途指定等：非線引都市計画区域、準住居地域（60%、200%）

地域の概要：低層の店舗等が建ち並ぶ国道沿いの路線商業地域

第7 附属資料

1 位 置 図

2 公 図 写

3 建 物 配 置 図

4 間 取 図

以 上

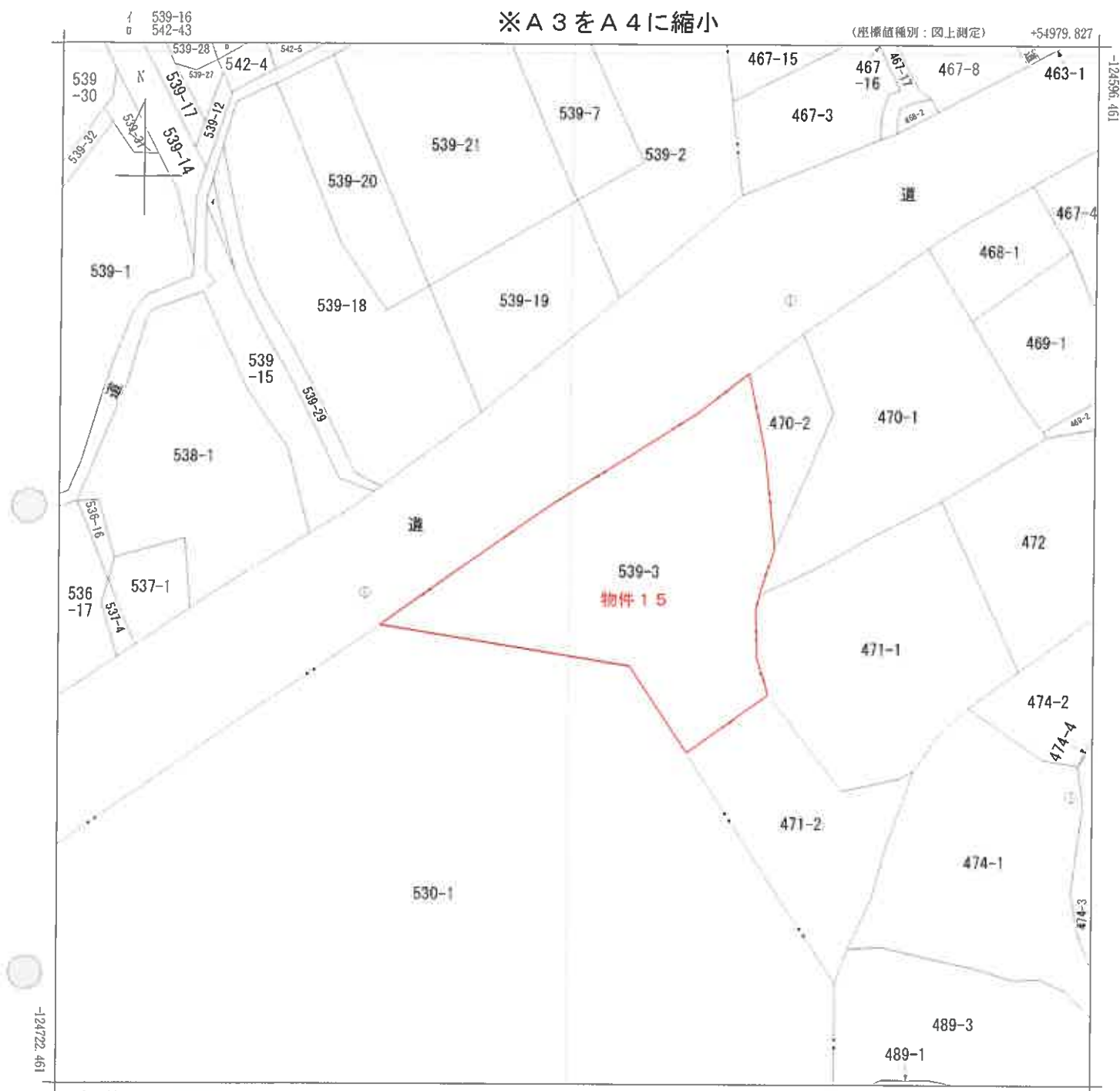
位置図



出典：国土地理院ウェブサイト「地理院地図」（加工して作成）

公図写

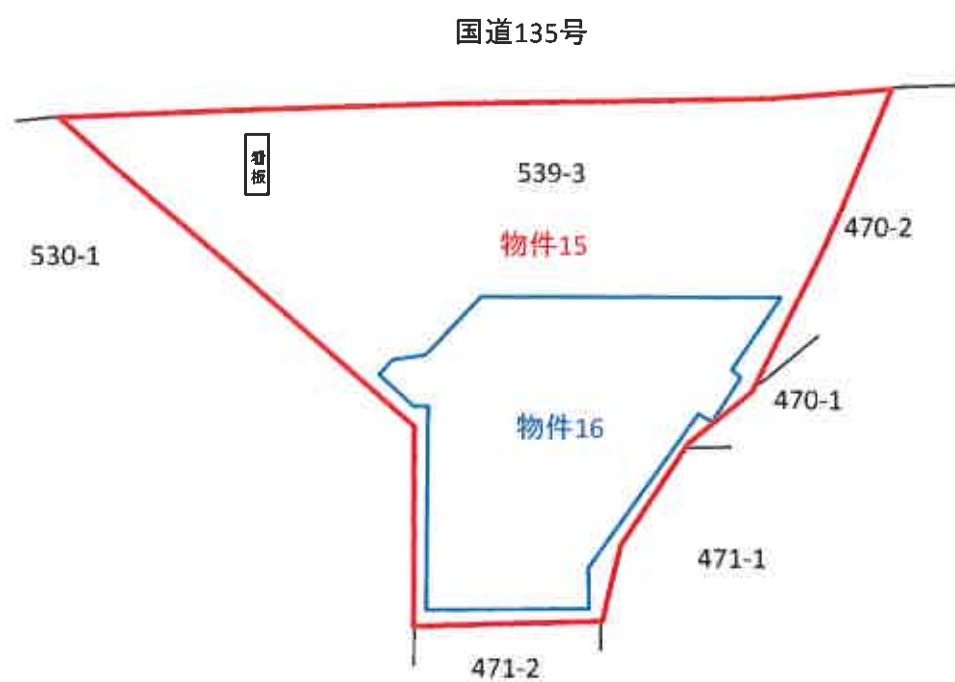
※A 3をA 4に縮小



地番区域見出
八幡野

請求部	所在	伊東市八幡野字エビソ				地番	539番3			
出力尺	1/500	精度区分	甲三	座標系又は記号	VIII	分類	地図(法第14条第1項)		種類	地籍図
作成年月日					備付年月日(原図)			補記事項		

建物配置図



※公図、建物図面等を基に現地調査を踏まえて作成した概略図であり、現況と相違する可能性がある。

間取図

物件 1 6

1 階

※ 未登記増築部分

